

【第1号被保険者の所得段階区分における保険料率（案）について】

第8期事業計画

所得段階	対象者	保険料率	年間保険料額
第1段階	・生活保護受給者又は中国残留邦人等支援給付受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税の方で、老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の方	基準額×0.45 29,878円 公費負担 9,900円(0.15) 本人負担 19,900円(0.30)	19,900円 (1,660円/月)
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.65 43,157円 公費負担 10,000円(0.15) 本人負担 33,100円(0.50)	33,100円 (2,767円/月)
第3段階	・世帯全員が市町村民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が120万円を超える方	基準額×0.75 49,797円 公費負担 3,300円(0.05) 本人負担 46,400円(0.70)	46,400円 (3,873円/月)
第4段階	・世帯に市町村民税課税の方がいて本人が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の方	基準額×0.9	59,700円 (4,980円/月)
第5段階	・世帯に市町村民税課税の方がいて本人が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円を超える方	基準額 66,396円	66,300円 (5,533円/月)
第6段階	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.20	79,600円 (6,640円/月)
第7段階	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.30	86,300円 (7,193円/月)
第8段階	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.50	99,500円 (8,300円/月)
第9段階	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	基準額×1.70	112,800円 (9,406円/月)
第10段階	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	基準額×1.80	119,500円 (9,959円/月)
第11段階	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	基準額×1.90	126,100円 (10,513円/月)
第12段階	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方	基準額×1.95	129,400円 (10,789円/月)
第13段階	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	基準額×2.00	132,700円 (11,066円/月)

第9期事業計画

新所得段階	保険料率	年間保険料額	増額 (増加率)	構成割合
第1段階	基準額×0.455 34,305円 公費負担12,900円(0.170) 本人負担21,400円(0.285)	21,400円 (1,790円/月)	年額 +1,500円 (+8%) 月額 +125円	10.92%
第2段階	基準額×0.685 51,646円 公費負担15,100円(0.200) 本人負担36,500円(0.485)	36,500円 (3,047円/月)	年額 +3,400円 (+10%) 月額 +283円	6.94%
第3段階	基準額×0.69 52,023円 公費負担400円(0.005) 本人負担51,600円(0.685)	51,600円 (4,303円/月)	年額 +5,200円 (+11%) 月額 +433円	5.79%
第4段階	基準額×0.9	67,800円 (5,654円/月)	年額 +8,100円 (+14%) 月額 +675円	13.00%
第5段階	基準額 75,396円	75,300円 (6,283円/月)	年額 +9,000円 (+14%) 月額 +750円	15.80%
第6段階	基準額×1.20	90,400円 (7,539円/月)	年額 +10,800円 (+14%) 月額 +900円	15.61%
第7段階	基準額×1.30	98,000円 (8,167円/月)	年額 +11,700円 (+14%) 月額 +975円	16.71%
第8段階	基準額×1.50	113,000円 (9,424円/月)	年額 +13,500円 (+14%) 月額 +1,125円	7.75%
第9段階	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方 基準額×1.70	128,100円 (10,681円/月)	年額 +15,300円 (+14%) 月額 +1,275円	2.88%
第10段階	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方 基準額×1.90	143,200円 (11,937円/月)	年額 +23,700円 (+20%) 月額 +1,975円	1.42%
第11段階	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方 基準額×2.10	158,300円 (13,194円/月)	年額 +38,800円 (+32%) 月額 +3,233円	0.77%
第12段階	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方 基準額×2.30	173,400円 (14,450円/月)	年額 +47,300円 (+38%) 月額 +3,942円	0.49%
第13段階	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上800万円未満の方 基準額×2.40	180,900円 (15,079円/月)	年額 +54,800円 (+43%) 月額 +4,567円	0.26%
第14段階	基準額×2.50	188,400円 (15,707円/月)	年額 +59,000円 (+46%) 月額 +4,917円	0.45%
第15段階	基準額×2.60	196,000円 (16,335円/月)	年額 +63,300円 (+48%) 月額 +5,275円	1.21%

国が示す見直し案のとおり（今後の介護給付費増加を見据えた所得再分配機能の強化〔低所得者の保険料上昇の抑制〕）

※ 保険料は100円未満の端数を切り捨て